



廃対発第 121029304 号
平成 24 年 10 月 29 日

静岡県知事 川勝平太 様

環境大臣 長浜博 様



災害廃棄物の焼却灰の被災地への返却について (回答)

日頃より、環境行政の推進に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。また、東日本大震災により発生した岩手県の災害廃棄物の広域処理について、貴県の積極的な関与の下、貴県内 4 市において本格的に受入れを行っていただいておりますことに改めて深く感謝申し上げます。

災害廃棄物の処理は、被災地の復興の大前提であり、迅速に処理を進める必要があることから、発災から 3 年後の平成 26 年 3 月末までに処理を終えることを目標としており、このため被災県では処理しきれない廃棄物について広域処理のお願いをしているものです。特に岩手県においては、最終処分場の容量が不足しており、そのことが広域処理をお願いする大きな理由の一つになっております。

広域処理受入れ後の焼却灰を被災地に返却することについては、岩手県と協議の結果、上記の通り最終処分場の余裕がないことから、焼却灰の返還は困難であるという結論に達しました。また、災害廃棄物を受入先の廃棄物と混焼した場合の焼却灰を全量岩手県に返還するとなると、受入先の焼却灰まで岩手県で処分することになり、なおさら困難です。

このため、災害廃棄物の広域処理については、貴県のご認識のとおり、焼却施設での焼却のみではなく、焼却後の灰の最終処分までを含めて、受入れをお願いしているものです。

今後とも、広域処理に引き続き御協力下さいますよう、お願い申し上げます。

(註) 最終処分場と云うものの、津波で利用不可能の土地は沢山ある。そのうちを埋めればいかに提案した。環境省と本府の対策課長、山田町副町長も内諾している。